

新たな外国人材受入れ制度について

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

►特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

►人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

►受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

►国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

►国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

►人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

►治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

►1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

►雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

►基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

分野別運用方針について(14分野)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項			
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態		
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	[1試験区分]	直接	
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃	[1試験区分]	直接	
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工	・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理	・仕上げ ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・塗装	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工	・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき	・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・溶接 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工	直接
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき	・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て	・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接	直接
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工	・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手	・内装仕上げ／表装	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工	・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	[6試験区分]	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備			直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング又は航空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)			直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供			直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)			直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保管、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)			直接 派遣
	飲食料品製造	34,000人	飲食料品製造業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)			直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)			直接

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

	分野	3 その他重要事項
		受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報 関連産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
国交省	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
	造船・船用工業	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
農水省	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品製造	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の事業所に該当しないこと

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

→ **外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。**

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聞く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化・相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」（11言語対応）の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受け入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るために地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

】
【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策・事件・事故・消費者トラブル・法律トラブル・人権問題・生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター（「188番」）、法テラス、人権擁護機関（8言語対応）、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
- 日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応・職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
- 國際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実

】
【34億円】

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1ヶ月）の励行

(2) 在留管理体制の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理体制の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

4

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案(イメージ) H30年12月

1 新たに設ける省令(2省令)

① 契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令

○ 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)

- ・報酬額は、日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ・一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- ・外国人が帰国情費を負担できなければ、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることなど

○ 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)

- ・労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・行方不明者を発生させていないこと
 - ・欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
 - ・労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと
 - ・保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
 - ・報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(*)
 - ・外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(*)
 - ・支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*)など
- (注) 上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要

○ 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)

※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野、技能水準に関する省令

○ 受入れ対象分野、技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)

※分野別運用方針を反映させた形で規定

→ 2号は建設、造船・船用工業のみ

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

○ 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)

- ・1号特定技能外国人:業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
- ・2号特定技能外国人:業務に必要な技能水準
- ・紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
- ・特定技能外国人が18歳以上であることなど

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

○ 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)

- ・報酬の支払状況や離職者数等

○ 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)

- ・中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
- ・外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していることなど

○ その他

- ・1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
- ・1回当たりの在留期間(更新可能)は、
1号特定技能外国人 1年、6か月又は4か月
2号特定技能外国人 3年、1年又は6か月 など